

○総務省告示第二百三十六号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第五十四条第三項（同令第七十七条において準用する場合を含む。）及び第六十一条第三項（同令第八十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百四号（TMC C情報の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

2及び3中「規定する」を「定める」に改める。

別表第三号別記第1注3中

0100～1110	未定義
-----------	-----

を

0100	16APSK
0101～1110	未定義

に改める。

0111	97 / 120
1000	101 / 120

別表第三号別記第1注4中

1001	105 / 120
1010	109 / 120
1011 ~ 1110	未定義

を

0111	93 / 120
1000	97 / 120
1001	101 / 120
1010	105 / 120
1011	109 / 120
1100 ~ 1110	未定義

に改める。